

- 地域医療構想を推進するため、地域医療介護総合確保基金（区分Ⅰ：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業）により財政支援（国：2/3、都道府県1/3）を行っている。
- 令和2年度においては、新たな病床ダウンサイジング支援として、全額国費による新たな予算事業を創設（令和3年度以降においては、消費税財源による事業とするための法改正を行った上で実施）。
- 今後は確保基金と新たなダウンサイジング支援の組み合わせにより再編統合案件に対する支援額の規模を拡大するとともに、財政支援の死角を無くし、地域医療構想の推進を加速化する。

支援策

新たなダウンサイジング支援(令和2年度全額国費84億円)

①病床削減に伴う財政支援

病床削減した病院等に対し、削減病床数等に応じた支援

②統廃合に伴う財政支援

(ア) 統廃合を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するための支援
 ※関係病院全体へ交付し、配分は病院間で調整
 ※重点支援区域については一層手厚く支援

(イ) 統合に伴って引き継がれる残債を、より長期の債務に借り換える際の利払い費の支援

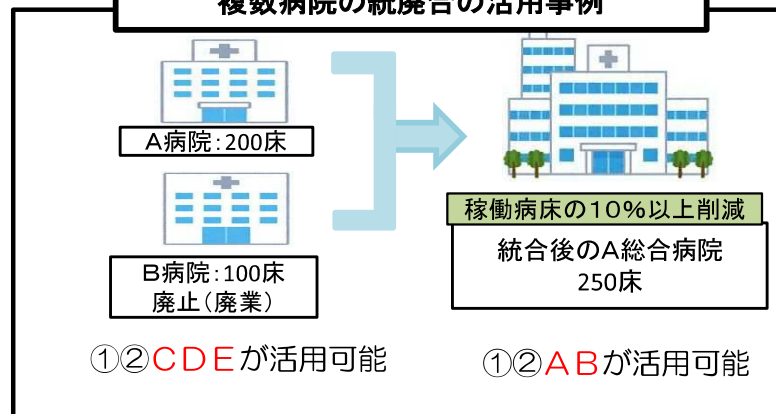
※①②ともに稼働病床の10%以上削減することが条件

確保基金では対処できない課題について対処

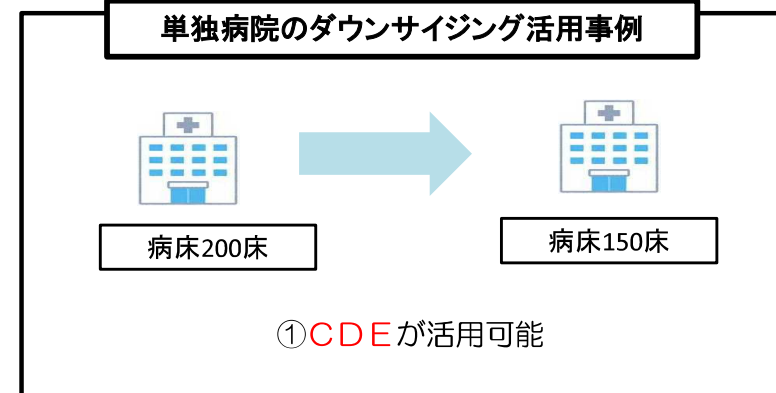
地域医療介護総合確保基金(令和2年度公費560億円(区分Ⅰ))

- A 再編統合に伴い必要となる施設・設備整備費
 - B 再編統合と一体的に行う宿舍・院内保育所の施設整備費
 - C 急性期病床から回復期病床等への転換に要する建設費用
 - D 不要となる建物（病棟・病室等）・医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失
 - E 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額
- 施設・設備の整備に係る費用が基本

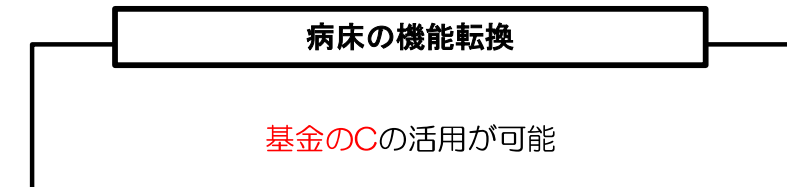
複数病院の統廃合の活用事例



単独病院のダウンサイジング活用事例



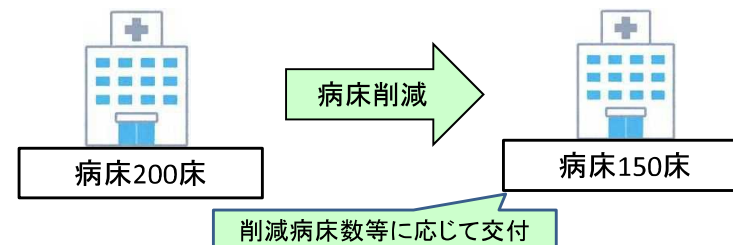
病床の機能転換



(参考：新たな財政支援の概要)

「病床削減」に伴う財政支援

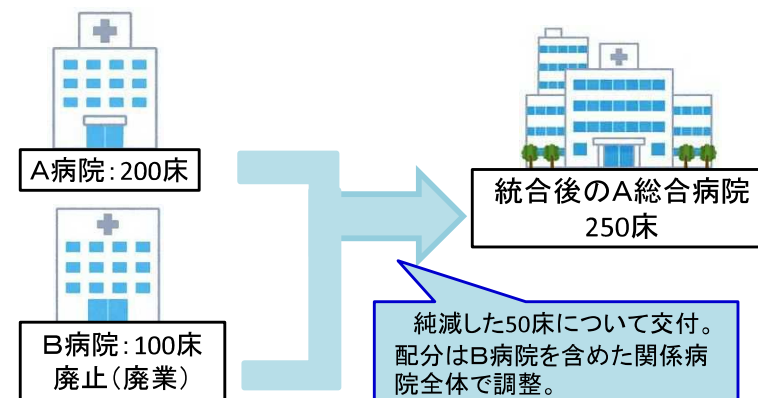
稼働病床より病床を削減した病院等（統廃合により廃止する場合も含む。）に対し、1床あたり病床稼働率に応じた額を交付。
 ※病床数を稼働病床の10%以上削減する場合に対象。



「統廃合」に伴う財政支援

【**統合支援**】統廃合（廃止病院あり）を伴う病床削減を行う場合のコストに充当するため、関係病院全体で廃止病床1床あたり病床稼働率に応じた額を関係病院全体へ交付（配分は関係病院で調整）。

※重点支援区域のプロジェクトについては一層手厚く支援
 ※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。



【**利子補給**】統廃合を伴う病床削減を行う場合において、廃止される病院の残債を統廃合後残る病院に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後病院へ交付。

※病床数を関係病院の総病床数の10%以上削減する場合に対象。
 ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る。

